

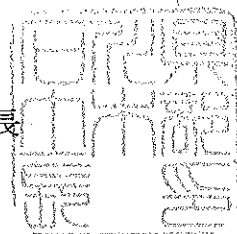
亦

監 第 2172 号

平成30年 3月29日

石川県建設産業連合会会長 様

石川県土木部長



登録基幹技能者の主任技術者の要件への認定について

日頃より本県の土木行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課より標記について通知がありましたので参考に送付いたします。つきましては、貴会会員等、関係者にご周知いただきたく、お願い申し上げます。

(事務担当)

石川県土木部監理課
建設業振興グループ

TEL:076-225-1712

FAX:076-225-1714

事務連絡

平成30年3月15日

都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省 土地・建設産業局
建設市場整備課

登録基幹技能者の主任技術者の要件への認定について

建設現場を支える中核となる人材として、登録基幹技能者講習を修了した者（以下、「登録基幹技能者」という。）の果たすべき役割の重要性が増しており、今後、登録基幹技能者制度の更なる普及を図ることが必要です。

登録基幹技能者制度のより一層の普及・活用と、できる限り信頼性・専門性の高い公的資格保有者の配置を推進していく観点から、登録基幹技能者のうち、専門工事に関する実務経験年数が建設業法（昭和24年法律第100号）に定める主任技術者と同等以上と認められるものについて、主任技術者の要件を満たす者として位置付けることとし、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第67号）により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、主任技術者の要件を満たすこととされました。

また、今般、同規則の規定に基づく告示（建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号））により、建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習が定められました。

さらに、これらを踏まえ、「登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）」（平成30年3月15日付け国土建整第70号）により、登録基幹技能者講習事務の運用について、

- ・受講資格として単一の建設業の種類における実務経験年数を10年以上要することの明確化
- ・主任技術者の要件を満たしていることを講習修了証により証明できるよう、講習修了証への記載例の変更

などの所要の改正を行っております。

これらの改正により、平成30年4月1日から、別添資料のとおり、登録基幹技能者が主任技術者の要件を満たす者として認められることとなったところです。

貴職におかれては、本内容につきまして、管下の市区町村に周知いただくとともに引き続き、登録基幹技能者制度のより一層の活用・普及に努めていただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、本内容については、建設業関係団体宛にも周知している旨申し添えます。



【別添資料】

- ・登録基幹技能者の主任技術者要件への認定について
- ・登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について

【参考資料】

- ・建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第67号）
- ・建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号）
- ・登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）（平成30年3月15日付け国土建整第70号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）

(平成29年11月10日公布・施行)

・できる限り信頼性・専門性の高い公的資格保有者の配置を推進していく観点から、登録基幹技能者のうち、専門工事に関する実務経験年数が主任技術者と同等以上と認められる資格について、建設業法に規定する主任技術者要件として認定を行う。

<改正内容>

- 登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの(※)については、主任技術者の要件を満たすものとして認定する。 (建設業法施行規則第7条の3の改正)

※ 建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習に関する告示を平成30年4月1日に施行

公的資格を有する者の配置推進

	国家資格	登録資格 (民間資格)	実務経験者
監理技術者	技術検定(2級・5種目) (土木・建築・電気・管・造園・建設機械) 新たな資格の創設 (まずは「電気通信工事」)	その他 国家資格 (1級建築士等)	指定の職種(建設機械・管・造園・電気・土木)に該当する者 (土木・建築・電気・管・造園・建設機械) 下記に加え、指導監督的な立場での2年経験
主任技術者	技術検定(2級・5種目) (土木・建築・電気・管・造園・建設機械) 新たな資格の創設 (まずは「電気通信工事」)	建設業法での登録資格(4資格) 認定・登録の推進	最終学歴に応じた実務経験年数

登録基幹技能者の認定

現在の主任技術者要件は、工事種類ごとに10年以上の実務経験を有すること(学歴に応じた短縮規定あり)とされているが、登録基幹技能者はこの10年以上の経験に加え、職長として3年以上の経験を有するなど、要件以上の豊富な知識・経験を有している。

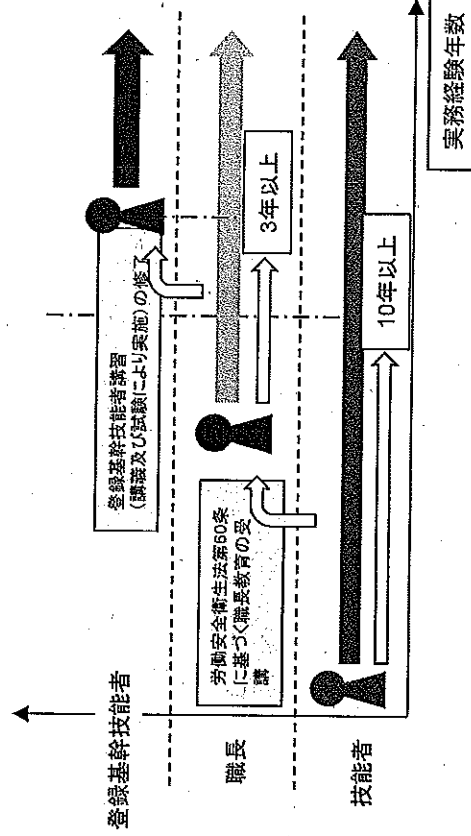
現場において資格未取得者を主任技術者として配置する場合、

工事経験を書面で確認する等の手間を要しており、登録基幹技能者の認定により、こうした手間の軽減が期待

登録基幹技能者講習の受講要件

- ① 基幹的な役割を担う職種で10年以上の実務経験
 - ② 3年以上の職長経験
 - ③ 実施機関が定める資格(最上位の技能者資格等)の保有
- [資格者数] 33職種(43機関) 56,977人(平成29年3月末現在)

登録基幹技能者となるための実務経験等について



登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について

登録基幹技能者講習	建設業の種類
登録電気工事基幹技能者講習	電気工事業、電気通信工事業
登録橋梁基幹技能者講習	鋼構造物工事業、とび・土工工事業
登録造園基幹技能者講習	造園工事業
登録コンクリート圧送基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録防水基幹技能者講習	防水工事業
登録トンネル基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録建設塗装基幹技能者講習	塗装工事業
登録左官基幹技能者講習	左官工事業
登録機械土工基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録海上起重基幹技能者講習	しゆんせつ工事業
登録PC基幹技能者	とび・土工工事業、鉄筋工事業
登録鉄筋基幹技能者講習	鉄筋工事業
登録圧接基幹技能者講習	鉄筋工事業
登録型枠基幹技能者講習	大土工事業
登録配管基幹技能者講習	管工事業
登録橋・土工基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録切断穿孔基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録内装仕上工事基幹技能者講習	内装仕上工事業
登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者講習	建具工事業
登録エクステリア基幹技能者	タイル・れんが・ブロック工事業、とび・土工工事業、石工事業
登録建築板金基幹技能者講習	板金工事業、屋根工事業
登録外壁仕上基幹技能者講習	塗装工事業、左官工事業、防水工事業
登録ダクト基幹技能者講習	管工事業
登録保温保冷基幹技能者講習	熱絶縁工事業
登録グラウト基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録冷凍空調基幹技能者講習	管工事業
登録運動施設基幹技能者講習	とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業
登録基礎工事基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録タイル張り基幹技能者講習	タイル・れんが・ブロック工事業
登録標識・路面標示基幹技能者講習	とび・土工工事業、塗装工事業
登録消防設備基幹技能者講習	消防施設工事業
登録建築大工基幹技能者講習	大土工事業
登録硝子工事基幹技能者講習	ガラス工事業

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(抄)

○国土交通省令第六十七号

建設業法施行令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第二百七十六号)の施行に伴い、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第七条第二号ハ並びに建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の四第一項ただし書及び第二項、第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)並びに第二十七条の十一の規定に基づき、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月十日

国土交通大臣 石井 啓一

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令

(建設業法施行規則の一部改正)

第一条 建設業法施行規則(昭和三十四年建設省令第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

	<p>(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)</p> <p>第七条の三 法第七条第二号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>	(略)	<p>電気通信 工業業</p> <p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。)</p> <p>三 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p>	(略)
--	---	-----	--	-----

三 前二号に掲げる者のほか、第十八条の三第二項第二号に規定する

改正前

	<p>(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)</p> <p>第七条の三 法第七条第二号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>	(略)	<p>電気通信 工業業</p> <p>(新設)</p> <p>一 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。)</p> <p>二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p>	(略)
--	---	-----	--	-----

(新設)

登録基幹技能者講習（許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものに限る。）を修了した者
 四 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者

(別表) (二)

(略)	建設業 法					(略)	コード	資格区分
	(略)	33	32	31	30			
(略)	(略)	(略)	二級 川	一級電気通信工事施工管理技士	(略)	(略)		

三 国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者

(別表) (二)

(略)	建設業 法					(略)	コード	資格区分
	(略)	33	(新設)	30	(略)			
(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)	(略)		

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の施工技術検定期則第二条の表建設機械施工、建築施工管理、電気工事施工管理及び管工事施工管理の項、第四条第三項、別表第一の土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の項並びに別表第二の土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の項の規定は、平成三十一年度において行われる技術検定から適用するものとし、平成二十九年度において行われる技術検定については、なお従前の例による。

建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件

○国土交通省告示第四百三十五号

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成二十九年国土交通省令第六十七号）の施行に伴い、及び建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を次のとおり定める。

平成三十年三月十五日

国土交通大臣 石井 啓一

許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）

大工工事業	一 登録型枠基幹技能者 二 登録建築大工基幹技能者
-------	------------------------------

左官工事業	
<ul style="list-style-type: none"> 一 登録左官基幹技能者 二 登録外壁仕上基幹技能者 	<p>とび・土工工事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 登録橋梁基幹技能者 二 登録コンクリート圧送基幹技能者 三 登録トンネル基幹技能者 四 登録機械土工基幹技能者 五 登録PC基幹技能者 六 登録鳶・土工基幹技能者 七 登録切断穿孔基幹技能者 八 登録エクステリア基幹技能者 九 登録グラウト基幹技能者 十 登録運動施設基幹技能者

	石工事業	屋根工事業	電気工事業	管工事業
<p>十一 登録基礎工基幹技能者</p> <p>十二 登録標識・路面標示基幹技能者</p>	<p>登録エクステリア基幹技能者</p>	<p>登録建築板金基幹技能者</p>	<p>登録電気工事基幹技能者</p>	<p>一 登録配管基幹技能者</p> <p>二 登録ダクト基幹技能者</p> <p>三 登録冷凍空調基幹技能者</p>

<p>タイル・れんが・ブ ロツク工事業</p>	<p>鋼構造物工事業</p>	<p>鉄筋工事業</p>	<p>舗装工事業</p>	<p>しゅんせつ工事業</p>
<p>一 登録エクステリア基幹技能者 二 登録タイル張り基幹技能者</p>	<p>登録橋梁基幹技能者</p>	<p>一 登録PC基幹技能者 二 登録鉄筋基幹技能者 三 登録圧接基幹技能者</p>	<p>登録運動施設基幹技能者</p>	<p>登録海上起重基幹技能者</p>

板金工事業	登録建築板金基幹技能者
ガラス工事業	登録硝子工事基幹技能者
塗装工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 登録建設塗装基幹技能者 二 登録外壁仕上基幹技能者 三 登録標識・路面標示基幹技能者
防水工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 登録防水基幹技能者 二 登録外壁仕上基幹技能者
内装仕上工事業	登録内装仕上工事基幹技能者

熱絶縁工事業	登録保温保冷基幹技能者
電気通信工事業	登録電気工事基幹技能者
造園工事業	一 登録造園基幹技能者 二 登録運動施設基幹技能者
建具工事業	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
消防施設工事業	登録消火設備基幹技能者

附 則

1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この告示の施行前に、本則の表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習のうち、それぞれ同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格としないものを修了した者について、同欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有するに至ったときは、本則に規定する登録基幹技能者講習を修了した者とみなす。

3 本則の表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習のうち、それぞれ同表の上欄に掲げる建設業以外の建設業（同表の上欄に掲げるものに限る。）に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとするものを修了した者について、当該建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有するに至ったときは、当該建設業に係る当該登録基幹技能者講習を修了した者とみなす。